



報道関係 各位

平成 29 年 12 月 26 日発表

【照会先】

雇用環境・均等部 企画課

課長 河野 智章

課長補佐 西原 弘史

電話：092 (411) 4763

「働き方改革」推進のため、企業コンサルタント3団体と共同宣言 ～全国初の取り組み～

福岡労働局（局長 野澤 英児（のざわ えいじ））は、より一層「働き方改革」を推進するため、本日（平成29年12月26日）、福岡県社会保険労務士会、一般社団法人福岡県中小企業診断士協会、及び一般社団法人日本産業カウンセラー協会九州支部と“ふくおか「働き方改革」推進共同宣言”を締結しました。

日常的に、労務管理、経営改善、メンタルヘルス等の各分野から中小事業主にアドバイスしている社会保険労務士、中小企業診断士、産業カウンセラーの協力が得られることにより、働き方改革の取組について、各企業トップによりご理解いただける効果を期待しています。

なお、このような4者共同宣言は全国初の取り組みとなります。



ふくおか「働き方改革」推進共同宣言

地元「ふくおか」が活気に満ち、より魅力的になるには、全ての人が意欲と能力を存分に発揮することが期待されます。そのためには、誰もが安全に安心して働ける職場づくりが肝要であり、「働き方改革」の推進は、雇用環境向上のみならず人材の確保・定着、生産性向上など各企業の発展、ひいては地域の活性化につながるものです。

私たちはこれら認識を共有し、以下の取り組みにより①長時間労働の解消、休暇の取得促進、②適正な労働条件の下での生産性向上、③育児・介護・病氣治療などと仕事の両立など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、④正社員転換・無期転換・直接雇用を含め非正規労働者の処遇改善、⑤女性・若者・高齢者・体調不良者等の活躍促進のための社内体制整備など「働き方改革」を推進することを宣言します。

1 福岡労働局は、「働き方改革」に関する情報を、福岡県社会保険労務士会、(一社)福岡県中小企業診断士協会、(一社)日本産業カウンセラー協会九州支部に提供し、各会員の活動を通じて県内企業への普及啓発を進めます。

2 福岡県社会保険労務士会、(一社)福岡県中小企業診断士協会、(一社)

日本産業カウンセラー協会九州支部は、「働き方改革」に関する協力要請に迅速に対応し積極的に情報発信するとともに、各会員の専門性を生かし、県内企業、特に中小企業の雇用環境向上に寄与すべく活動します。

3 このほか、福岡労働局、福岡県社会保険労務士会、(一社)福岡県中小企業診断士協会、及び(一社)日本産業カウンセラー協会九州支部は、相互に連携し「働き方改革」を推進することで、地元「ふくおか」がより活性化することを目指します。

平成29年12月26日

福岡労働局長 野澤 英児
福岡県社会保険労務士会会長 帆士 宣洋
福岡県中小企業診断士協会会長 橋本 健次
福岡県日本産業カウンセラー協会九州支部 支部長 小野 元

〈共同宣言3団体一覧〉

○福岡県社会保険労務士会

会 員：福岡県内に活動拠点のある社会保険労務士〈会員数：1,511名〉

〔社会保険労務士：社会保険労務士試験（国家試験）に合格し、労働関連法令や社会保障法令に基づく書類等の作成代行等を行い、また企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う専門家〕

事務局：福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多借成ビル301
（電話092-414-8775）

H P：<https://www.sr-fukuoka.or.jp/>

○一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会

会 員：福岡県内に活動拠点のある中小企業診断士〈会員数：276名〉

〔中小企業診断士：国家資格として「中小企業支援法」に基づき経済産業大臣が登録した、中小企業者に経営の診断及び経営に関する助言を行う専門家〕

事務局：福岡市博多区博多駅東2丁目9-25 アバンダント8 4-203号
（電話092-710-7781）

H P：<http://shindan-fukuoka.com/>

○一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 九州支部

会 員：九州・沖縄に活動拠点のある産業カウンセラー〈会員数：2,749名〉

〔産業カウンセラー：傾聴等心理学的手法を用いて職場のメンタルヘルス、キャリア形成、人間関係開発職場環境改善を支援する心理職専門家（日本産業カウンセラー協会認定資格）〕

事務局：福岡市博多区博多駅南1丁目2-15 事務機ビル6F
（電話092-434-4433）

H P：<http://www.counselor-kyusyu.jp/>



～事業主の皆様へ～

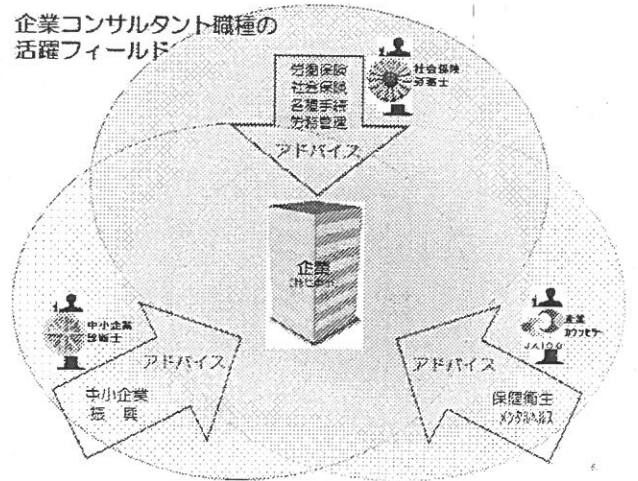
企業コンサルタント職種 との連携を強化します

“ふくおか「働き方改革」推進共同宣言”を締結

「働き方改革」につきましては、昨年3月28日働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が策定され、罰則付き時間外労働上限規制や非正規労働者の処遇改善等の具体的法案が次期通常国会で審議される予定となっております。

福岡労働局では、県内企業の働き方改革を一層推進するため、企業コンサルタント職種団体である

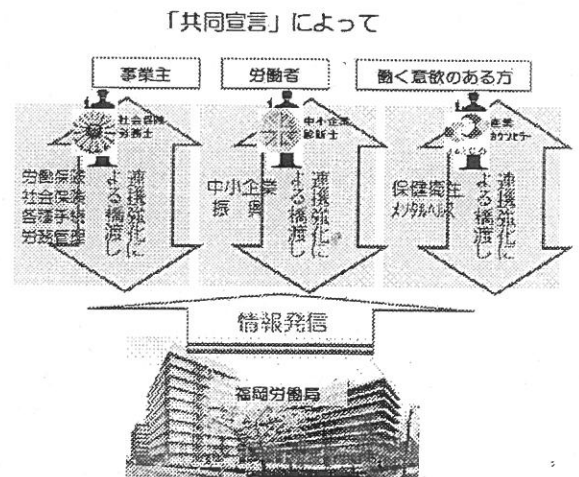
- 福岡県社旗保険労務士会
- 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会
- 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 九州支部



と“ふくおか「働き方改革」推進共同宣言”を締結しました。

働き方改革については、社会的にも注目され、大企業を中心に一定取り組みが進んでおります。一方中小企業においては、取組の必要性は感じながらも「何かから手を付けたら良いか分からない」「どこに相談したら良いか分からない」等手をこまねいてらっしゃる事業主が少なくありません。

日頃より、顧問先等事業主にアドバイスを提供している社会保険労務士、中小企業診断士及び産業カウンセラーの職能団体である上記団体と連携強化を図ることにより、中小企業にも働き方改革に関する各種情報が行き渡り、取組が一層促進されることを期待しております。



今後、会員対象研修会や顧問先である中小企業向けセミナーなど具体化にむけて、連携協議を進めてゆきます。

〈参考資料〉

- プレスリリース → [こちら](#)
- 共同宣言（写） → [こちら](#)
- 3 団体 一 覧 → [こちら](#)